

第 10 回上越地域合併協議会会議録

日時：平成 16 年 4 月 12 日（月）

午後 2 時から

会場：上越市総合体育館

区分	市町村名	役職名	氏名
規約第 8 条 第 1 項第 1 号の委員  (構成市町村の長)	上越市	上越市長	木浦正幸
	安塚町	安塚町長	矢野学
	浦川原村	浦川原村長	原恒博
	大島村	大島村長	岩野虎治
	牧村	牧村長	中川耕平
	柿崎町	柿崎町長	榆井辰雄
	大潟町	大潟町長	渡邊之夫
	頸城村	頸城村長	関田武雄
	吉川町	吉川町長	角張保
	中郷村	中郷村長	吉田侃
	板倉町	板倉町長	瀧澤純一
	清里村	清里村長	梅澤正直
	三和村	三和村長	高倉英雄
	名立町	名立町長	塚田隆敏
規約第 8 条 第 1 項第 2 号の委員  (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	上越市	上越市議会議長	石平春彦
		上越市議会副議長	田村恒夫
		上越市議会総務常任委員長	早津輝雄
	安塚町	安塚町議会議長	日下部進
		安塚町議会副議長	松野惠
		安塚町議会議員	志賀賢一
	浦川原村	浦川原村議会議長	坪野要治
		浦川原村議会総務文教常任委員長	武藤政義
		浦川原村議会環境建設常任委員長	石田敏一
	大島村	大島村議会議長	小出俊雄
		大島村議会議員	丸田伸一
		大島村議会議員	早川与五郎
	牧村	牧村議会議長	武田正一
		牧村議会議員	宮本富男
		牧村議会議員	太田修
	柿崎町	柿崎町議会議長	新澤明一
		柿崎町議会副議長	平野誠市
		柿崎町議会市町村合併に関する調査特別委員会委員長	小関信夫
	大潟町	大潟町議会議長	村山尚祥
		大潟町議会合併問題特別委員会委員長	内山米六
		大潟町議会議員	俵木達

区分	市町村名	役職名	氏名		
規約第8条 第1項第2号の委員 (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	頸 城 村	頸城村議会議長	渡 邊 威		
		頸城村議会副議長	井 部 辰 男		
		頸城村議会議員	布 施 兵 衛		
	吉 川 町	吉川町議会議長	八 木 一 郎	欠席	
		吉川町議会副議長	吉 村 一 博		
		吉川町議会議員	橋 爪 法 一		
	中 郷 村	中郷村議会議長	山 崎 新 一		
		中郷村議会副議長	豊 岡 眞 一		
		中郷村議会議会運営委員会委員長	荒 川 正 尊		
	板 倉 町	板倉町議会議長	見海健太郎		
		板倉町議会副議長	島 田 武		
		板倉町議会議員	武 藤 和 男		
	清 里 村	清里村議会議長	奥田堅太郎		
		清里村議会副議長	羽 深 明 治		
		清里村議会議員	宮 澤 一 也		
	三 和 村	三和村議会議長	服部誠治郎		
		三和村議会副議長	松 縄 教 一		
		三和村議会議会運営委員会委員長	稲 垣 健 一		
	名 立 町	名立町議会議長	塚 田 正		
		名立町議会副議長	秦 野 兵 司		
		名立村議会議会運営委員会委員長	畑 虎 夫		
	規約第8条 第1項第3号の委員 (学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの)	上 越 市	上越商工会議所会頭	田 中 弘 邦	
			上越市町内会長連絡協議会会長	田 中 昭 平	
			上越市連合婦人会会長	保 坂 い よ 子	
		安 塚 町	安塚町商工会長	横 尾 新 一	
			安塚町区長代表	丸 山 辰 五 郎	
			雪のまちいきいき女性ネットワーク代表	北 島 敬 子	
浦川原村		浦川原村総合計画審議会会長	村 松 研		
		浦川原村まちづくり研究委員会委員	大 滝 勉		
		浦川原村まちづくり研究委員会委員	内 山 美 恵 子		
大 島 村		大島村商工会会長	武 田 一 也		
		大島村区長代表	岩 野 修 二		
		大島村合併協議会委員	山 岸 幸 子		
牧 村		牧村住民会議準備会委員	金 井 純		
		牧村住民会議準備会委員	飯 田 一 郎		
		牧村住民会議準備会委員	江 口 理 恵 子		
柿 崎 町		柿崎町商工会副会長	八 木 康 博		
		柿崎地区区長会長	佐 藤 洋 一		
		柿崎町農業委員	神 岡 八 江 子		
大 潟 町		大潟町商工会会長	西 田 行 男		
		大潟町区長会代表	小 池 吉 則		
		大潟町教育委員	大 浜 啓 子		

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第8条 第1項第3号の委員  (学識経験者その他の 者で構成市町村 の長が協議により 必要と認めるも の)	頸 城 村	頸城村商工会副会長	上野 學	欠席
		元頸城村自治会長協議会会長	大場 崇夫	
		頸城村主任児童委員	松縄 武女	
	吉 川 町	吉川町商工会長	荻谷 賢一	
		吉川町源地区会議会長	中村 睦男	
		吉川町男女共同参画計画策定委員会副委員長	岩井 栄子	
	中 郷 村	中郷村商工会長	塚原 登	
		中郷村合併検討委員会会長	山崎 勇	
		中郷村合併検討委員会委員	杉本 優子	
	板 倉 町	板倉町商工会事務局長	田中 幹夫	
		板倉町合併推進委員会会長	宮腰 英武	
		板倉町合併推進委員会委員	増村 恵子	
	清 里 村	清里村商工会会長	武田 和信	
		清里村合併推進委員会会長	福保 巧成	
		清里村合併推進委員会副会長	細谷 愛子	
	三 和 村	三和村合併推進協議会会長	近藤 一郎	
		三和村合併推進協議会副会長	武田 美紀	
		三和村合併推進協議会委員	石塚 賢	
	名 立 町	名立町市町村合併審議会委員長	塚田 一三	
		名立町市町村合併審議会委員	塚田 新平	
名立町市町村合併審議会委員		久保 埜朝子		
共 通	上越教育大学副学長	高田 喜久司		
	えちご上越農業協同組合代表理事副組合長	笹川 一成		
	上越青年会議所直前理事長	山岸 孝博	欠席	
	新潟県総合政策部市町村合併支援課長	岡田 伸夫		
	新潟県上越地域振興局長	村山 秀幸		

## 議 題

### 1 協議

(1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

- 財産の取扱い
- 本庁及び支所の行政組織の取扱い
- 地域審議会及び地域自治組織(仮称)の取扱い
- 公社、第三セクター等の取扱い
- 町名・字名の取扱い
- 各種事務事業の取扱い(その10)
- 各種事務事業の取扱い(その11)

(2) 市町村建設計画の作成のため協議する事項について

- 新市の施策及び事業
- 財政計画

(3) 新市建設計画について

(4) 構成市町村の合併に関し必要な事務として他の合併協議と並行して協議する事項について

- 自治基本条例

## 2 報告

(1) 小委員会の調査、審議等の経過及び結果について

## 3 その他

---

午後2時0分 開会

○木浦正幸会長 皆様方、大変ご苦労さまでございます。大変お忙しい中にもかかわらずご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。これより第10回上越地域合併協議会を開会させていただきます。

本日は、委員総数103名のうち100名のご出席でございますので、協議会規約第9条第4項の規定によりまして、会議は成立いたしております。

また、会議録署名委員は、協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定によりまして、牧村の宮本委員、柿崎町の平野委員をそれぞれ指名させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

会議に入ります前に、委員の変更がございますので、ご紹介をさせていただきます。

協議会規約第8条第1項第2号に規定いたします委員として、清里村議会から選出されました羽深明治さん〔羽深明治委員起立〕、同じく宮澤一也さん〔宮澤一也委員起立〕でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

また、規約第8条第1項第3号に規定する委員として、構成市町村の長の協議により決定いたしました上越教育大学副学長の高田喜久司さん〔高田喜久司委員起立〕、新潟県総合政策部市町村合併支援課長さんの岡田伸夫さん〔岡田伸夫委員起立〕でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○

○木浦正幸会長 それでは、これより協議に入らせていただきますが、まず本日の協議事項についてご説明をさせていただきます。

本日お手元に配付いたしました次第をごらんいただきたいと思います。これは、本日の午前中で新市の名称に関する小委員会が終了いたしましたため、あらかじめお配りいたしました次第を変更し、小委員会報告を行うこととしたものでございます。本日は、前回提案いたしました事項及び前回小委員会から報告のあった事項などについて採決を行うものでございます。

まずは、(1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項として、財産の取扱い、本庁及び支所の行政組織の取扱い、地域審議会及び地域自治組織(仮称)の取扱い、公社、第三セクター等の取扱い、町名・字名の取扱い、各種事務事業の取扱い(その10)(その11)でございます。

次に、(2) 市町村建設計画の作成のため協議する事項として、新市の施策及び事業と財政計画がございしますが、この二つの事項につきましては前回整理させていただきましたとおり、次の(3) 新市建設計画とあわせて一括でお諮りをさせていただきたいと考えております。

最後に、(4) 構成市町村の合併に関し必要な事務として他の合併協議と並行して協議する事項の自治基本条例についてお諮りをさせていただきたいと思ひます。

なお、本日は協議事項のほかに、新市の名称に関する小委員会の調査、審議等の経過及び結果につきまして、委員長さんから報告をいただきたいと思いますところであります。

○

### 1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

#### ○ 財産の取扱い

○木浦正幸会長 それでは、協議、(1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項のうち、財産の取扱いについてでございます。

提案につきまして事務局から説明願ひます。

○高橋克尚事務局長 それでは、先回のお配りしました資料の構成市町村の合併に関する協定書、こちらの1ページをお開きいただきたいと思います。改めまして合併協定書記載文案を読み上げさせていただきます。

各町村の所有する財産は、すべて上越市に引き継ぐこととする。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、財産の取扱いにつきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたしたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、財産の取扱いにつきまして採決をさせていただきます。

このことにつきまして原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしと認めます。

よって、財産の取扱いにつきましては原案のとおり決しました。

- 
- 1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 本庁及び支所の行政組織の取扱い

○木浦正幸会長 続きまして、本庁及び支所の行政組織の取扱いについてでございます。

提案につきまして事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 今ほどの資料、今度は2ページをごらんいただきたいと思います。こちらにつきましても、記載文案を読み上げさせていただきますして説明にかえさせていただきます。

1 本庁

(1) 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び現在の上越市の区域に関する事務を所掌する。

(2) 本庁の組織は、部制とする。

2 支所

(1) 現在の各町村の区域を所管区域として支所を設置し、市民の利便性を確保するため行う事務及び所管区域の実情に応じて行う事務を分掌させる。

(2) 支所の所掌する事務を処理するため、支所に支所長を置く。

(3) 支所の組織は、各町村の現行の組織を参考としたグループ制とする。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、本庁及び支所の行政組織の取扱いにつきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたしたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、本庁及び支所の行政組織の取扱いにつきまして採決をさせていただきます。

このことにつきまして原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしと認めます。

よって、本庁及び支所の行政組織の取扱いにつきましては原案のとおり決しました。

- 
- 1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 地域審議会及び地域自治組織(仮称)の取扱い

○木浦正幸会長 続きまして、地域審議会及び地域自治組織(仮称)の取扱いについてでございます。

今回お配りいたしました構成市町村の合併に関する協議書の1ページをごらんいただきたいと思います。この合併協定書記載文案は、前回小委員会から報告のあった内容でございます。

提案につきまして事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 今ほど会長の方から説明のございました協議書の1ページでございます。こちらにつきましても、合併協定書記載文案を読み上げさせていただきますして説明にかえさせていただきます。

1 地域協議会

- (1) 市内の一定の区域に係る施策にその区域の住民の意見を反映させるため、地方自治法に基づく市長の附属機関として地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- (2) 協議会は、現在の各町村の区域ごとに置く。
- (3) 各区域に置く協議会の名称は、合併前に各町村が案を作成する。
- (4) 協議会は、住民に基盤を置く機関として、住民の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要となる。また、市長の諮問に応じ、次の事項等を調査審議し、答申する。さらに、これらの事項等に関し市長及び当該区域を所管する支所長に自主的に意見を述べることができる。
  - 当該区域において行われる施策（予算措置を伴うものを含む。）の策定及び実施に関すること
  - 当該区域における重要な施設の設置及び廃止等に関すること
  - 新市建設計画の当該区域に係る変更及び実施に関すること
- (5) 協議会は、委員をもって組織する。委員は、その協議会の区域において選挙された者を市長が選任する。なお、選挙された者の数が定数に満たない場合においては、市長が必要に応じて選任する。
- (6) 協議会の委員の定数は、現在の議員定数を目安におおむね 10 人以上 25 人以下の範囲内で、合併前に各町村が案を作成する。
- (7) 協議会の会議は、必要に応じて開催する。

## 2 地域自治組織（仮称）

地域自治組織（仮称）については、法律の改正等があった場合には、廃置分合の申請の議決後に、改正等の内容を考慮して検討する。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱いにつきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたしたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

○保坂いよ子委員 済みません。上越市の保坂です。

地域審議会及び地域自治組織というこの試みは大変いいと思っておりますが、実はこの内容は各合併する町村に置くということになっておりまして、上越市の場合には非常に広い範囲、13万市民のこの広さの中で地域自治組織というものは1カ所にだけ、例えば本庁の中に置かれるということになるのでしょうか。どこにそれが設定されるのか、お伺いしたいと思います。

○木浦正幸会長 はい、事務局。

○野澤朗事務局次長 お答えいたします。

今のご質問は、今の上越市の将来的な地域自治組織の設置についてのご質問でございます。ご存じのように、今の合併協定書記載文案によりまして、1の(2)でございまして、現在の各町村の区域ごとに置くということで、今のこの合併協定書の段階では上越市についての設置はここには書かれてございません。ただ、上越市のこれまでの議論の中では、これは上越市の議論でございますけれども、将来的にこの地域分権型の社会の中で、何らかのこのような仕組みというのは検討していくべきであるということは議会でも議論をされておりますので、今後合併後の上越市、当然合併前から通じてでございますけれども、議論を重ねていくことになろうというふうに思っております。これは、一番最後の2のところ、地域自治組織についてはという文脈でも触れておりますけれども、今回地方自治法が改正され、施行された場合も含めているんな考え方がここでは議論されるというふうに思っておりますので、現段階においてはそのようにご理解をいただきたいということでございます。

○保坂いよ子委員 今上越市の市民の皆さんの声というものは、今までどおり上越市のいろいろな活動の中でそれが反映されていくというふうに考えていいわけでしょうか。

○木浦正幸会長 はい、そのとおりだとご認識いただければ幸いです。

そのほかにもございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱いについて採決をさせていただきます。

このことにつきまして原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしと認めます。

よって、地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱いにつきましては提案のとおり決しました。

---

1 協議 （1）構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 公社、第三セクター等の取扱い

○木浦正幸会長 続きまして、公社、第三セクター等の取扱いについてでございます。

提案につきまして事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 今度の資料は、前回お配りした協議書の3ページをお開きいただきたいというふうに思います。こちらにつきましても、合併協定書記載文案を読み上げさせていただきます。以上でございます。

各町村の公社、第三セクター等は、上越市が引き継ぐこととする。

なお、合併後、毎年度経営状況等を点検し、健全化に向けて見直しを行うこととする。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、公社、第三セクター等の取扱いにつきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、公社、第三セクター等の取扱いにつきまして採決させていただきます。

このことにつきまして原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしと認めます。

よって、公社、第三セクター等の取扱いにつきましては原案のとおり決しました。

---

1 協議 （1）構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 町名・字名の取扱い

○木浦正幸会長 続きまして、町名・字名の取扱いについてでございます。

提案につきまして事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 同じ資料の今度は4ページの方をお開きください。こちらにつきましても、記載文案を読み上げさせていただきます。以上でございます。

町名・字名は、原則として現行どおりとする。

ただし、同一の町名・字名については、関係する市町村間の協議により調整することとする。また、各町村の町名・字名に現在の町村名を付することや、字名の「大字」を削除すること等については、各町村の意向を尊重し調整することとする。

その上で、新潟県議会の廃置分合の議決（合併の決定）までに決定し、総務大臣の告示の後に上越市議会において議決することとする。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、町名・字名の取扱いにつきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、町名・字名の取扱いにつきまして採決させていただきます。

このことにつきまして原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしと認めます。

よって、町名・字名の取扱いにつきましては原案のとおり決しました。

○

1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 各種事務事業の取扱い(その10)

○木浦正幸会長 続きまして、各種事務事業の取扱い(その10)についてでございます。

提案につきまして事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、協議書の今回は5ページをお開きいただきたいと思います。以前お配りしました資料の別冊の資料、こちらもおわせてごらんいただければと思います。説明につきましては、記載文案を読み上げさせていただきます。説明にかえさせていただきます。

別冊「事務事業一覧(その10)」1ページの7件の事務事業については、合併時から上越市の制度に統一する。

別冊「事務事業一覧(その10)」2ページの3件の事務事業については、合併後、段階的に上越市の制度に統一する。

別冊「事務事業一覧(その10)」3ページの1件の事務事業については、合併後、段階的に新制度、新基準を適用する。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、各種事務事業の取扱い(その10)についてでございますが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、各種事務事業の取扱い(その10)について採決させていただきます。

このことにつきまして原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしと認めます。

よって、各種事務事業の取扱い(その10)については原案のとおり決しました。

○

1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 各種事務事業の取扱い(その11)

○木浦正幸会長 続きまして、各種事務事業の取扱い(その11)についてでございます。

提案につきまして事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、今回は協議書の6ページをお開きいただきたいと思います。あわせて別冊の資料の今回は4ページ以降でございますが、こちらもおわせてごらんいただきたいと思います。説明につきましては、記載文案を読み上げさせていただきます。説明にかえさせていただきます。説明にかえさせていただきます。

別冊「各種事務事業の取扱い(その11)」のとおりとする。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、各種事務事業の取扱い(その11)につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、各種事務事業の取扱い(その11)について採決させていただきます。

このことにつきまして原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしと認めます。

よって、各種事務事業の取扱い(その11)につきましては原案のとおり決しました。



○

1 協議 (2) 市町村建設計画の作成のため協議する事項について

- 新市の施策及び事業
- 財政計画

(3) 新市建設計画について

○木浦正幸会長 続きまして、協議、(2) 市町村建設計画の作成のため協議する事項の新市の施策及び事業並びに財政計画についてでございますが、先ほどお話しいたしましたとおり、この事項につきましては、(3) 新市建設計画とあわせて一括でご説明し、お諮りをさせていただきたいと思っております。

それでは、事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、まず資料としては二つございます。一つは、市町村建設計画の作成のための協議書、こちらのホチキスどめした資料と、表題が新市建設計画(案)となっておりますこちら二つについて、一括で説明させていただきます。

まず、市町村建設計画の作成のための協議書 1 ページから 5 ページまで、こちらが新市の施策及び事業になってございます。これは、ご存じのとおり、前回の法定協議会で報告がございました新市の施策及び事業の小委員会からのご報告がございました新市建設計画に登載すべき事業として報告のあったものでございます。こちらにつきましては、前回報告いただいたとおりすべて網羅させていただいております。

続きまして、5 ページ以降でございますが、財政計画、これは具体的に 10 年間の財政計画がどのようになっているかというのを年度別に合わせたもの、10 年間のトータルのものということで書き分けをしてございます。6 ページ、7 ページで二つついてございますが、これは右上にございますとおり、議員の特例期間を 3 年 3 カ月とした場合、議員の特例期間を 7 年 3 カ月とした場合ということで、二つ準備させていただいております。ご存じのとおり、ただいま小委員会で審議中でございますので、こちらにつきましてはまだ両方未定ということで掲げさせていただいたということでございます。

これを踏まえまして新市建設計画(案)というものがございます。全体ボリュームたくさんございますので、まず概要だけ説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきますと目次がございます。全体の構成を申し上げますと、まず大きな 1 としまして序論という形で、全体の合併の必要性等々について論述しております。2 としまして、新市の概況をそれぞれ掲げさせていただきました。三つ目に新市建設の基本方針で、四つ目に新市の施策という形で具体的な施策を位置づけております。5 番目に、新市における県事業の推進ということで、新市建設計画のうちの県事業だけをまとめたものが 5 番目にございます。6 番目に、公共施設の適正配置と整備ということで、公共施設の概況等々についてこちらでフォローしております。七つ目に、行財政運営ということで、行政運営、財政運営に関してそれぞれのどういった運営をしていくかというものを明記させていただきました。それで、最後に先ほどの財政計画という構成で成っております。

ご存じのとおり、これにつきましては法定協議会準備会の方でグランドデザイン、新市行財政運営指針という形で取りまとめさせていただいた中で整理をさせていただいておりますが、その後の状況によりまして多少の加除等々をしてございます。ここに網羅されました新市建設計画の具体的な事業につきましては、先ほどの小委員会から前回報告のありました事業を網羅的に落とし込むとともに、前回のグランドデザインつくっていただいたときの 21 のプロジェクト、それに応じた形の分類、整理をさせていただいております。一部事業が再掲という形で該当する部分に計上されてございますが、その辺は該当するところを広目にとったということで、重複して計上されているものもあるということでご理解いただければというふうに思います。具体的な施策ということで、事業名の中に丸がついているものがございますが、例えば丸がついているものにつきましては県事業という形で市が行うものとは異なりますが、そういった形での整理もさせていただいているところであります。

財政計画につきましては若干の補足説明をさせていただきます。財政計画は、現状の段階で財政シミュレーション等々を通じまして 10 年間の収入、支出がどの程度あるかという形で明記させていた



らえておられるのではないだろうかという気がいたします。その点はいかがお考えでしょうか。

そして、この計画等が、先ほども会長が言われたように、いろいろな計画を積み重ね、そして継ぎ足してきたわけでございます。その中で、それらの中の文章の整合性、そして統一とれた表現になっているのか。全体の各項目において矛盾がないのかという検討は十分されたのでしょうか。そういう継ぎ足しの部分、特に私はここでは発言をしてはいけないと助役とかいろんな方にくぎを打たれました。ですが、私はあえて申し上げます。病院の問題等においても、市民病院等の協議がありますが、それを基幹として、核としていいのだろうか。数字的なものを調べておりますが、ここでは申し上げませんが、そういうものいろいろな表現の中でまだまだ不十分であり、足りない。そして、先ほど言った道州制における石川、福井に失礼な表現、そういうものが幾つかあるんじゃないのかという気がいたします。その点はいかがお考えでしょうか。

○木浦正幸会長 それでは、文章の整合性については事務局の方からお願いしたいと思っておりますけれども、私の方からは道州制の導入についてどうとらえているのかといった点についてご説明させていただきたいと思っておりますけれども、現行の都道府県にかわりまして広域自治体として、ただいま日本全国を道あるいは州により構成しようとする道州制の導入につきまして、本格的に検討されてきております。そういう中にありまして、合併後の上越市が 21 万人都市として位置的な優位性ですとか、高速交通網体系の整備を生かしながら北信越地方の中核都市にふさわしいさまざまな都市的機能を集積していくことは、極めて重要な視点であると考えているところであります。この新市建設計画にその方向性について記載をいたしたということでお考えをいただければ幸いです。しかしながら、道州制に伴います州都の実現というものにつきましてはあくまでもさまざまな要因の中での結果でございます。最も重要なのは市民の生活の質的向上でございますので、そのことに十分に留意する記述になっているところでございます。この記述によりましてこれまで議論してきたもの、すなわちそれぞれの地域の機能の連携、融合によりまして新しい価値を生み出していくという考え方が希薄になるというものではございませんので、ご理解を賜りたいと思っております。

そしてまた、石川、福井に対しての配慮がということもございましたけれども、北陸といいますと当然そういったところも入ってまいりますので、その方々に対しての失礼がないものというふうに思っているところであります。

私からは以上でございます。

事務局お願いします。

○野澤朗事務局次長 それでは、2 点お答えいたします。

1 点目、今の道州制のところの記載につきまして、記載上の道州制の州都の根拠、根拠とはしていないんですけども、それ近い記述の中で、「新潟、富山の中間に位置し、長野県との」という記載と、今検討されている道州制が、例えば福井、石川を含むものであるという想定の中での不一致についてのご指摘でございます。一つは、記載の事実としまして、この上越の位置の関係で新潟、富山の中間で長野県との経済的な結びつきも強いという意味も含めて、最終的には位置的にも時間的にも優位性があるというところに文章がつながる表現でございます。直接的にこの記載の地域の中での位置づけを論じているものではございません。そこは切り離してご理解をいただきたい。

それから、道州制が今宮澤委員おっしゃったように福井、石川も含むものになるかについても、これまで現実的にはわからないわけでございます。一方では、宮澤委員の方のご意見の真意として道州制が現実になっていない中でこのように論ずるのはいかがかという趣旨も若干あったわけでございますけれども、今市長がお答えになりましたとおり、将来的な、地方制度調査会においては、もう既に 28 次では具体的な調査にも入っておられます。そういう状況の中で、この地域で合併をしていく意味の一つとして、結果的に州都というところに結びつくような都市機能の整備、市民の生活の質的向上を図る中で、結果としてそういうものにつなげていければという思いを書いたものでございますので、内容的に不都合があるとは考えてございません。

それから、2 番目の中で地域医療センター病院を地域医療の核として位置づけるのは統計等からい

かがかというご指摘であったかと思えますけれども、この地域医療センター病院の位置づけについて、またこの上越地域の医療の中核が何であるかについては、さまざまなご意見があるとは思っております。しかしながら、地域医療センター病院は当市、いわゆる今の上越市が設置している極めて重要な機能でございます。したがって、当然合併後の上越市のこの医療を含みます保健福祉政策の中核に位置づけることは何ら不思議なものではございません。いずれにいたしましても、この記述、すなわち地域医療センター病院を核にしてというような記述につきましては、これまでの各町村におかれて診療所の運営等で必死に支えてこられましたそれぞれの地域の医療体制等も含めまして、この合併後の上越市の福祉、健康、医療を行政運営の大きな柱として取り組んでいくんだということを明確にその方向性を示すというものでございますので、地域医療センター病院が核であるかという今の数字的なことも含めた状況を申し上げているのではございません。当市として責任を持って運営できる地域医療センター病院を今後の地域の核にして、記述には診療所までは触れておりませんが、それぞれの地域のそのような医療体制も含めて保健、福祉、医療を行政運営の大きな柱として取り組んでいこうという明確な方針を示したものとこの文章をご理解をいただきたいということでございます。

以上でございます。

○木浦正幸会長 はい。

○宮澤一也委員 まず、道州制の問題ですが、今のお答えの中で姿が見えないということは明らかです。ですから、今課長も言われたようにどういう形で、長野、新潟、富山3県で道州制になるのか、それとも福井、石川まで含まれた形になるのかということについてはまだ見えてこないということは確かなわけではございません。それは私も存じております。先ほども言ったとおりです。ですから、その中で州都になるということを目指すと、言葉ではいいですが、では州都とは一体どういう機能を持ち合わせるものなのかということを引ききって踏まえていなければならないわけではございません。ですから、その辺の踏まえ方が十分なされた上でこの計画が載せられているんでしょうかということをお聞きしているんです。州都の議会というものはどういう構成になるのですか、また行政機能は一体どうなるのですか、そういうものも少なくとも計画を載せる段階ではそこに並んでおられる14の首長の皆様はそのことを理解していただかなければならないし、私たちに説明をしていただかなければならないだろうと。そして、こういうことを載せることによって要らぬ期待を住民に与えるべきではないと、できないことまで載せるものではないと、私はそう思います。先ほどうちの役場の議論でも、宮澤さんはできないと思っているかと。私は、少なくとも今の状況では、どんな形でもここは州都にならんというふうに思っております。ただ、それを目指すことは結構ですけども、そういうものを十分に理解し、機能を承知した上で私はやるべきだろうと思っておりますので、あえて申し添えておきます。

次に、先ほども説明の中で、これ部長さんでしょうか、説明された市債と税収部分についてお尋ねを申し上げますが、税収がふえれば市債が減る云々という、相通じるところがあるというような話をされましたが、税収というものは所得の状況によって決まるものではないんでしょうか。そういうものをきちっと上げていく上で市債というものが出てくるんじゃないのかと。じゃ、市債を減らすから税収をふやすことができるんでしょうか。そういう簡単なことをちょっと私は聞かせていただきたい。これは住民の皆さんも聞いておられるんですから、そういう方の誤解のないように説明をしていただかなければならないと思います。

以上です。

○木浦正幸会長 はい、事務局、税収のところ。

○高橋克尚事務局長 税収のところでございますが、私が申し上げたのは財源内訳としての税収という位置づけを言ったわけではございません。当然ながら今この新市建設計画をつくるに際して、新市の施策及び事業の設定の仕方につきましては歳出をまずある程度フィックスさせていただいた中で、その中でどういう財源内訳にしていこうかということでございます。したがって、それを税収をすべてマックスで使った上にたらずまを地方債で補うのか、それとも地方債をすべて起債受けられるだけ受けて残りに税収部分を充てるのかといったところで、どちらに比重を置くのかということで選択の

余地があるという話でございます。歳入自体で税収が上がる下がるというお話をしたつもりはございません。あくまで歳出の財源内訳としての税収の位置づけと地方債の位置づけ、これについての多寡については、とりようによっては増減があるということでご説明申し上げただけでございます。

○木浦正幸会長 なお、道州制につきまして再度のご質問と申しますか、ご意見がございましたので、繰り返しお話を申し上げますが、その実現の可能性についてはまたご指摘あったところでございますけれども、そのことを直接的なまちづくりの目的として私は位置づけているものではないというふうを考えております。結果として合併によってでき上がる新しいまちがその可能性を秘めていることは疑いのないことございまして、私としては行政や議会はもちろんのこと、市民の皆さんが住みよいまちを目指して力を合わせ努力していく結果の一つとして可能性が現実的に近づいてくるのではないかと申しておりますし、そういった意味で理念として方向性を書かせていただいたということで理解させていただいているところであります。

以上であります。

○宮澤一也委員 1点落ちていると思うんですが、州都になった場合の行政機能とか議会機能、そういうのは一体どうなるとお考えかということをお願いしたはずですが、それはどのようなものを想定してこの原稿が入っているのでしょうか。

○木浦正幸会長 この道州制の中身の議論については議論していないところでございまして、今申し上げた新しいまちをみんなで個性、特性を生かしながら持続的に発展していくまちをつくることによって結果としてそういう努力が実を結ぶということを言っているわけでございまして、そういった意味で理念的と申し上げたところでございますので、ご理解を賜りたいと、このように思っております。

○宮澤一也委員 これで終わります。やはりそういうものを上げられる以上は、そういう機構がどうなって、そのためにどれだけの土地が必要か云々かということぐらいはきちっと押さえておいただかなければならぬし、ただ理念だけやればよいという計画では私はないと思います。そういう点を今後こういう計画載せられるときには、そういう細部にわたる検討を行った上でここに上げていただきたいと希望いたします。

○木浦正幸会長 そのほかにご意見、ご質問等ございましたらお願いいたしますと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、新市建設計画につきまして新市の施策及び事業並びに財政計画もあわせて一括でお諮りさせていただきます。

これらにつきまして提案のとおりにすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしと認めます。

よって、新市の施策及び事業、財政計画並びに新市建設計画につきましては提案のとおり決しました。

それでは、この内容をもちまして県との協議に入らせていただきます。

○

1 協議 (4) 構成市町村の合併に関し必要な事務として他の合併協議と並行して協議する事項について

○ 自治基本条例

○木浦正幸会長 続きまして、(4) 他の合併協議と並行して協議する事項の自治基本条例についてでございます。

今回お配りいたしました他の合併協議と並行して協議する事項に関する協議書の1ページをごらんいただきたいと思っております。この事項につきましては、前回小委員会からの報告を受けた際にその内容をもって協議会から上越市に提案することとしてはいかがかと申し上げたところでございまして、そのように文面を整理し、案としてお示しいたしたところでございます。

なお、2の自治基本条例の構成についてという項目で、二つ目に自治基本条例の内容として、市民の権利と義務、議会の責務、行政の責務とあります。ここは小委員会では、議論の最終段階で議会の責務を追加したことから、市民の権利と義務、行政の責務、議会の責務という順番になったものとお聞きいたしておりますが、私といたしましては市民、議会、行政という順番にさせていただきたいと、このように考えておりますので、そのようにご理解を賜りたいと存じます。

提案につきまして事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、今ごらんになっております協議書の1ページでございますが、読み上げさせていただきますして説明にかえさせていただきますというふうに思っております。

(案)

上越地域合併協議会は、上越市にふさわしい自治基本条例の制定について下記のとおり議論した。上越地域合併協議会としては、今後、上越市が自治基本条例を制定するに当たっては、上越地域合併協議会における議論が尊重されるよう、上越市に提案する。

記

### 1 自治基本条例の制定の目的について

合併後の新しい上越市において、「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」という基本理念のもとでまちづくりを進めていくためには、今後の上越市における自治の在り方について、市民が認識を共有していくことが極めて重要である。

このため、上越市においては、市民の権利と義務など、上越市の自治に関する基本的な事項を分かりやすく総括的に定めることを目的として、自治基本条例を合併後速やかに制定する必要がある。

### 2 自治基本条例の構成について

自治基本条例は、上越市の憲法に当たるものとして、自治に関する基本的な事項を定めるとし、具体的な制度は個別条例にゆだねることが適当である。なお、自治基本条例の制定の際に、個別条例について、自治基本条例との整合を図ることが望ましい。

自治基本条例は、以下の内容とすることが適当である。

- ・ 自治の理念
- ・ 市民の権利と義務、議会の責務、行政の責務
- ・ 住民自治を保障する制度の根拠となる規定

### 3 自治基本条例の制定の在り方について

合併後の新しい上越市の自治の在り方については、できるだけ早く市民が認識を共有することが重要である。

一方、自治基本条例には、多くの市民の意見を反映させることが必要であり、十分な時間をとって検討を進めることが望ましい。

このため、上越市においては、多くの市民の参画のもと、自治基本条例の検討に早期に着手するとともに、廃置分合の申請の議決後には、上越市の市民だけでなく合併関係町村の住民が検討に参画することが望まれる。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、ただいま説明させていただきましたこのことにつきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたしますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、自治基本条例に関する協議会から上越市への提案につきまして採決をさせていただきます。

このことにつきまして提案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしと認めます。

よって、自治基本条例については提案のとおり決しました。

それでは、自治基本条例につきまして、この内容をもって協議会から上越市に提案することといたします。



## 2 報告 (1) 小委員会の調査、審議等の経過及び結果について

○木浦正幸会長 次に、小委員会の調査、審議等の経過及び結果についてでございます。

新市の名称に関する小委員会でこのたび調査、審議等が終了いたしましたので、上越地域合併協議会小委員会規程第8条の規定によりまして、委員長から小委員会の調査、審議等の経過及び結果につきまして報告を受けたいと思います。

笹川委員長さんより報告をお願いいたします。

○笹川一成委員 えちご上越農業協同組合の笹川でございます。新市の名称に関する小委員会の報告をさせていただきます。

お手元の報告書をごらんいただきたいと思うわけでございますが、まず1番目の調査、審議事項は新市の名称についてでございます。

2番目の調査、審議の経過でございますが、この小委員会につきましては1月15日から4月12日、本日までの間に6回の会議を開催させていただきました。委員の皆さんの熱心なご議論をいただきながら、本日会長のお手元にある報告書の原本にはそこで配付されましたすべての資料と会議録を添付しております。なお、委員の皆さんのお手元の配付資料では省略させていただきました。

三つ目に、調査、審議の結果については、別紙をごらんいただきたいと思います。新市の名称に関する小委員会は、1月15日に協議会から示された論点の整理、この内容に従いまして合併に合わせて上越市の名称を変更する場合は上越市が最終的な判断を行うことが前提となることを確認の上、市の名称についての議論を行いました。

議論の結果、共有することとなった共通認識や発言された意見は、以下の1から3の項目に整理し、まとめさせていただきました。

なお、この小委員会は、その性質上一定の枠組もあり、議論の方向性について当初は若干の戸惑いもありましたが、回を重ねる中で委員の皆さんの活発で真摯なご議論をいただき、最終的にはまとめの中にもありますように、合併に向けての相互理解など名称についての議論を深めていただき、大変意義のある委員会となったと感じております。

最後に、委員の皆さん方へ感謝申し上げ、報告とさせていただきます。

以上、報告終わります。

○木浦正幸会長 大変ありがとうございました。

笹川委員長さんを初め、新市の名称に関する小委員会の皆様方におかれましては大変ご苦労さまでございました。

ただいまの報告内容につきましてご質問等ございましたらお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、これで小委員会の調査、審議等の経過及び結果についての報告を終わります。



## 3 その他

○木浦正幸会長 最後に、その他の項でございますが、委員の皆様方から何かございましたらお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、私の方から次回の開催についてご連絡をさせていただきたいと思っております。

次回の第 11 回協議会の日時、会場につきましては現在のところ未定でございますので、決まり次第事務局の方から至急連絡させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、以上でございます。

以上をもちまして第 10 回上越地域合併協議会を閉会とさせていただきます。

ご協力大変ありがとうございました。

午後 2 時 50 分 閉会

上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第 3 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 上 越 市 長

牧 村 議 会 議 員

柿 崎 町 議 会 副 議 長